

○桜井宇陀広域連合議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例

〔平成9年3月31日
条例第17号〕

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、桜井宇陀広域連合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月桜井市条例第35号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。